

こども家庭庁
令和8年7月29日
13時30分現在

令和8年熊本地震に関する被害状況等について（第5報）

【児童福祉施設等関係】

（1）児童福祉施設等の被害状況

熊本県内の 28 施設から以下の報告あり。（7/29）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>9</u>	<u>0</u>
宇城市 （うきし）	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	1	1	<u>1</u>	<u>0</u>
八代市 （やつしろし）	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	1	0	<u>3</u>	<u>0</u>
御船町 （みふねまち）	1	1	1	1	-	-	-	-
益城町 （ましきまち）	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
甲佐町 （こうさまち）	1	1	-	-	1	1	-	-
<u>熊本市</u> <u>（くまもとし）</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>水俣市</u> <u>（みなまたし）</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	-	-	-	-
<u>合志市</u> <u>（こうしし）</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	-	-	-	-
<u>和水町</u> <u>（なごみまち）</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	-	-	-	-

	宇土市 (うとし)	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
	南関町 (なんかんま ち)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
合計		<u>28</u>	<u>28</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>9</u>	<u>0</u>

(2) 利用者関係

○被災した教育・保育給付認定保護者等に対して、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分についても国と地方の補助割合に従い補助対象とする。(7/28)

○災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨の運営基準規定を周知し、各施設等における利用定員の弾力化について配慮を要請。(7/28)

○臨時休園等期間中に利用料が発生している場合には、その利用料分を減算することなく施設等利用費の支給を行うことを認める。(7/28)

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

- ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および費用負担に係る特例について都道府県等に周知。(7/28)

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと。

(7/29)

- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること (7/29)

(3) 事業者関係

○子育て短期支援事業の取り扱いについて

- ・子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行う旨周知。(7/28)

○各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としていることも等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域におけるこども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(7/28)

○児童福祉施設等の人員基準等の取扱いについて

- ・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県に周知。(7/28)

(4) その他

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置 (7/28)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等 (7/28)
- ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置 (7/29)

○各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請。(7/29)

【障害児施設関係】

(1) 障害児施設の被害状況

熊本県内の 10 施設から以下の報告あり。(7/29)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県 (合計)	10	10	10	10	9	9	3	3
宇土市 (うとし)	3	3	3	3	3	3	-	-
宇城市 (うきし)	7	7	7	7	6	6	3	3
合計	10	10	10	10	9	9	3	3

(2) 利用者関係

○災害により被災した要援護障害者等への対応について

- ・災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。(7/28)

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

- ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(7/28)

(3) 事業者関係

○障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

- ・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(7/28)

(4) その他

○障害児者の安否確認等について

- ・市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(7/28)

以上